

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年10月11日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 庵 直

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成24年度浦添北道路事業認定申請図書作成業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は、浦添北道路事業における事業認定申請にあたり、起業者が事業認定機関に提出する事業認定申請図書(案)の作成を行うものである。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 現地踏査
- 2) 現地調査等
- 3) 資料収集及び作成
- 4) 調書等の作成
- 5) 添付図面作成

※なお、本業務は事前相談完了に伴い、過年度に作成した事前相談資料を基に本申請図書(案)を作成する業務である。

※規格も含めた詳細な数量は入札説明書別添数量総括表のとおり。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- 1) 浦添市字港川崎原、港川越地原地内

(5) 技術提案に関する事項

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことと

する。

(6) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- ・ 図書 1部
- ・ 電磁的記録媒体（CD-R等） 1部
- ・ その他調査職員が指示したもの 1部

(7) 履行期間 契約締結の翌日から平成24年12月17日まで

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が1,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(9) 本業務は資料の交付、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(10) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(11) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

2. 入札参加資格

入札参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている者であること。

2-1. 入札参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度補償関係関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

なお、開札日までにまでに上記の一般競争（指名競争）参加資格の補償コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局等長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

(5) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門において登録を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の日までに登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門において登録を受けていなければならない。

(6) 本業務に係る申込者は、補償コンサル業務等の受託者、又は当該受託者（出向元及び派遣元を含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣を含む）において関連がない者であること。

2-2. 2-1. (2) に掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の日までに平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成24年4月2日付府開管理第518号）（以下「入札心得」という。）第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、一方の会社が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次の1) 又は2) のことをいう。

1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 業務実施体制に関する要件

1) 競争参加資格確認申請者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所があること。

2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(3) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、過去10年間（平成14年度～平成23年度）に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）業務委託等成績評定要領」（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務実績が60点未満の場合は実績として認めない。

①同種業務：国又はNE X C Oが発注した道路に関する事業認定申請図書作成業務

②類似業務：地方公共団体が発注した道路に関する事業認定申請図書作成業務

2-5. 配置予定主任担当者等に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)、5)及び6)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有するもの。

イ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門に係る補償業務管理者。

ロ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる補償関連部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門に関し、7年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。）

2) 配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定主任担当者は、過去10年間（平成14年度～平成23年度）に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）業務委託等成績評定要領」（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務実績が60点未満の場合は実績として認めない。また、照査技術者として従事した業務を除く。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

①同種業務：国又はNE X C Oが発注した道路に関する事業認定申請図書作成業務

②類似業務：地方公共団体が発注した道路に関する事業認定申請図書作成業務

3) 恒常的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、平成24年10月11日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が2千万円未満かつ5件未満であること。ただし、手持ち業務量とは主任担当者及び担当技術者となっている契約金額100万円以上の業務をいう。

平成24年10月11日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を2千万円未満から1千万円未満に、件数を5件未満から3件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額2千万円未満、件数で5件未満（平成24年10月11日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には契約金額で1千万円未満、件数で3件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- ② 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者。
- ③ 当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者。
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

5) 過去2年間（平成22年度～平成23年度）に完了した同一業種の業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕事業及び港湾・空港関係除く）の「補償関係コンサルタント業務」の平均業務成績が2年連続で60点未満でないこと。ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

6) 予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 実施方針等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計点} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{③の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電話：098-861-2337

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。

ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：平成24年10月11日（木）から平成24年11月14日（水）までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

交付場所：沖縄県那覇市港町2丁目8番14号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電話：098-861-2337

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成24年10月11日（木）から平成24年11月18日（木）17時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成24年10月18日（木）17時00分までに上記（1）に必着とする。

(4) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成24年10月31日（水）を予定する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年11月14日（水）17時00分

・紙により持参の場合は、平成24年11月14日（水）17時00分までに必着。

・郵送による場合は、平成24年11月14日（水）17時00分までに必着。

・開札は、平成24年11月15日（木）10時00分

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。